

# 令和3年度 佐渡市立南佐渡中学校 部活動に係る活動方針

令和3年4月1日

## 1 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面との両立を図る。

## 2 本年度の部活動

- (1) 本年度設置する部活動について

常設部活動	特設部活動
野球部	陸上競技部
男子バスケットボール部	駅伝競走部
女子バスケットボール部	リコーダー部
男子ソフトテニス部	吹奏楽部
女子ソフトテニス部	宿根木観光ボランティア部
バドミントン部	
総合文化部	

- (2) 活動時間及び日数について

### ① 活動時間

#### 【学期中】

平日：2時間程度 週休日等：3時間程度（練習試合や大会等を除く）

#### 【長期休業中】

平日・週休日等：3時間程度（練習試合や大会等を除く）

### ② 休養日

原則として、平日1日以上、週休日等1日以上、計週2日以上の休養日を設ける。

※ 別紙「年間活動計画」による。

### ③ その他

ア 定期テスト1週間前（土日含む）は、原則として部活動を行わない。大会等がある場合は事前に校長に相談する。

イ 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は事前に校長に相談する。

ウ 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。

- (3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 県中体連（高体連・高野連・高文連）主催、共催、または後援の大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（生徒の健康面・学習面に十分配慮する）。

## 3 部活動運営について

- (1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

- (2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。